平成 28 年改正法附則第 5 条の控除額に関する計算書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表 5 の 2 ⑪	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12／②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要			課税標準	新税率（ /100）	税額（イ）	旧税率（ /100）	税額（ロ）
所得割	所得金額総額 第 6 号様式㉗	④	円				
	年 400 万円以下の金額 第 6 号様式㉘	⑤	000		円 00		円 00
	年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 第 6 号様式㉙	⑥	000		00		00
	年 800 万円を超える金額 第 6 号様式㉚	⑦	000		00		00
	計 ⑤＋⑥＋⑦ 第 6 号様式㉛	⑧	000		00		00
	軽減税率不適用法人の金額 第 6 号様式㉜	⑨	000		00		00
付加価値割	付加価値額総額 第 6 号様式㉝	⑩					
	付加価値額 第 6 号様式㉞	⑪	000		円 00		円 00
資本割	資本金等の額総額 第 6 号様式㉟	⑫					
	資本金等の額 第 6 号様式㊱	⑬			円 00		円 00
仮計	⑧＋⑪＋⑬又は⑨＋⑪＋⑬	⑭			00		00
差引	(⑭の(イ))－(⑭の(ロ))	⑮			00		

3. 平成 28 年改正法附則第 5 条第 2 項から第 7 項までの控除額に関する計算

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が 30 億円以下の場合の控除額	⑮×3／4	⑯ 円 00
③が 30 億円超 40 億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40 億円－③)／40 億円	⑰ 00

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が 30 億円以下の場合の控除額	⑮／2	⑱ 円 00
③が 30 億円超 40 億円未満の場合の控除額	⑮×(40 億円－③)／20 億円	⑲ 00

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が 30 億円以下の場合の控除額	⑮／4	⑳ 円 00
③が 30 億円超 40 億円未満の場合の控除額	⑮×(40 億円－③)／40 億円	㉑ 00